

### 1 中核市指定の手続き (計画p.4)

中核市の指定を受けるため

- ・ 市議会の議決 (H31(2019).3.25)
- ・ 府議会の議決 (R1(2019).6.6)
- ・ 知事の同意 (R1(2019).6.11) を経て、  
市が国に申出 (R1(2019).8.7)

国は、市の申出に基づき中核市の指定を実施  
(政令公布・施行 R1(2019).11.13)

### 2 移譲事務 (計画p.5)

2,913事務を移譲

(民生、保健衛生、環境、都市計画・建設、文教等)

### 3 中核市移行による主な効果 (計画p.8)

次ページに記載のとおり

### 4 組織体制 (計画p.32-33)

令和2年度(2020年度)組織改正

令和4年度(2022年度)健康医療部の組織改正

- ・ 健康医療部 保健所を設置  
(保健医療総務室、衛生管理課、地域保健課)
- ・ 環境部 環境保全指導課を設置  
(産業廃棄物の不適正処理に関する指導・監視)

### 5 人員体制 (計画p.36)

- ・ 61人を増員(うち、府からの派遣は16人)
- ・ 職種 事務職、医師、保健師、獣医師、薬剤師、  
精神保健福祉士、管理栄養士、放射線技師、  
化学職、指導主事

### 6 中核市移行に伴う財政的影響額

(R2年度(2020年度)決算) (計画p.40-44)

歳出 約15億1千万円増加

歳入 約4億8千万円増加

差引影響額 約10億3千万円

### 3 中核市移行による主な効果（計画p.8） ※詳細は資料p.2～7参照

これまで広域自治体である大阪府が実施してきた様々な事務を、市民に最も身近な基礎自治体である市が実施することにより、3つの効果を生み出し、行政サービスの一層の向上を図ることができました。

#### (1) 行政サービスの効率化・迅速化

福祉、環境の分野において、府と市で分担していた行政サービスを市で一体的に行うことで、手続の迅速化や市民の利便性の向上が図れました。

また、関係部署が市に一元化されたことにより、円滑な連携ができるようになり、より効果的な行政サービスが提供できるようになりました。

- 〈例〉
- ・身体障がい者手帳の認定審査及び交付に要する日数の短縮
  - ・母子・父子・寡婦福祉資金の貸付の相談から申請までの事務期間の短縮と予約申請の制度の創設による利便性の向上

#### (2) 特色あるまちづくりの推進

福祉、都市景観、環境、教育などの分野において移譲権限を生かし、市民ニーズを的確に把握し、市の実態に合わせた独自性を持ったまちづくりができるようになりました。

- 〈例〉
- ・市独自の屋外広告物条例を制定し、これまでの景観行政団体としての取組や本市の景観まちづくり計画との連携による地域の特性を活かした景観まちづくりを推進

#### (3) 地域の保健衛生の推進

これまで市が実施してきた事業と、保健所の専門的、技術的な業務を一体的に実施できるようになり、保健・医療・福祉の各種事業等のきめ細やかな情報提供や、市の福祉サービス等との円滑な連携が可能となりました。

- 〈例〉
- ・給食施設の届出の管理及び栄養管理状況の把握を通じた、幅広い世代の利用者の健康管理を支援する関係づくりの推進、今後の食環境づくりにつながる体制の構築
  - ・新型コロナウイルス感染症等の健康危機管理事象発生時、国からの直接的な情報の市民への発信や関係機関への伝達等、迅速な対応を実施
  - ・コロナ禍において、担当課での患者支援に加え、検査体制の構築や医療提供体制、感染予防対策等の膨大かつ急増する業務に、全市体制で対応

## 7 総括

中核市移行基本計画に沿って組織体制を整えるとともに、概ね計画どおりの人員体制を整備し、令和2年（2020年）4月に中核市へと移行しました。財政的影響額、またその後の人員体制については、同時に新型コロナウイルス感染症の感染拡大があったことから、移行前後の単純比較は困難です。

中核市移行後は、新たな組織・人員体制のもと、約3,000の新たな事務を実施することで、行政サービスの効率化・迅速化を初めとする様々な効果が生み出されています。また、新型コロナウイルス感染症への対応として、中核市としての権限を発揮し、保健所を有する市民に身近な基礎自治体として迅速な判断を行いながら、全市体制で取り組み、市民の命と健康を守るための危機管理対応を行いました。

## (1) 行政サービスの効率化・迅速化

主な移譲事務	第4次総合計画 関連施策	中核市移行により実現できたこと及びその効果	今後更に進めること
身体障がい者手帳の交付 (中核市移行前に権限 移譲済)	3-2-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>「身体障害者福祉専門分科会」（本市社会福祉審議会の専門分科会）の設置により、身体障がい者手帳の認定審査及び交付に要する日数が短縮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者手帳の交付（再交付）申請の電子化</li> </ul>
母子・父子・寡婦福祉 資金の貸し付け等	4-1-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付の相談から申請までの事務期間の短縮（2～3か月から約1ヵ月に短縮）</li> <li>進学先決定前の予約申請制度の新たな実施により、計画的な学費準備を支援</li> <li>より柔軟な貸付け相談への対応により、貸付け利用者の利便性が向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付けから償還完了まで、利用者ごとの寄り添った支援</li> <li>貸付債権の縮小</li> </ul>
指導監査の一元化	3-3-1 3-3-2 4-1-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>迅速かつきめ細やかな指導監査によるサービス水準の底上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍の影響を受けて通常どおり実施できなかった指導監査の重点実施（特別養護老人ホーム、老人保健施設、障がい児通所支援事業所、認定こども園などの施設への指導）</li> </ul>
指導監査の一元化 (利用者支援施設等の 指導監査に関する 事務)		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業実施事業者への指導監査の直接実施により、事業者の運営状況を詳細に把握→地域の実情に即したきめ細かな指導 利用者にとって質の高い支援・サービスの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い支援・サービスを引き続き確保</li> </ul>
指導監査の一元化 (生活保護法に基づく 事務)		<ul style="list-style-type: none"> <li>個別指導の実施（R3：「吹田市民病院」（文書のみ）、R4：「済生会吹田病院」）</li> <li>嘱託医の事前協議による指導対象医療機関や調査対象者の選定</li> <li>対面実施により医療給付の事務取扱や適正給付を直接確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>嘱託医の事前協議による対象医療機関等の選定の継続</li> </ul>
水質に関する 事業所規制の一本化	5-1-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法を一体的に運用することにより、河川、公共用水域の水質保全に関し、迅速かつ的確に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>両法の一体的な運用の継続</li> </ul>

主な移譲事務	第4次総合計画 関連施策	中核市移行により実現できたこと及びその効果	今後更に進めること
土壌・地下水に係る ダイオキシン類による 汚染状況の常時監視	5-1-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌・地下水に係るダイオキシン類の調査による、より詳細な市内状況の把握(大阪府による概ね3年に1回の実施から、市による1年に1回の実施に)</li> <li>・毎年の測定結果のホームページ公表による、分かりやすい情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続した調査実施と結果公表による、状況把握及び情報発信</li> </ul>
包括外部監査制度	8-1-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部の独立した専門家によって毎年度特定の監査テーマを選定し、監査を実施 →対象事業や事務についてより掘り下げてチェックが可能</li> <li>・監査結果を踏まえて改善に取り組むことによる効果的で効率的な行政運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括外部監査を活用した内部統制の強化</li> </ul>

## (2) 特色あるまちづくりの推進

主な移譲事務	第4次総合計画 関連施策	中核市移行により実現できたこと及びその効果	今後更に進めること
幼保連携型認定こども園の設置認可等	4-1-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>府への送達や二重の審査の省略により、手続期間を短縮【認定こども園の認可等(新規)】 R2…0件/R3…2件(R4.4開園)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要書類の見直し等により、手続の合理化・簡素化を検討</li> </ul>
民生委員の定数決定	3-3-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の人口増加に伴う適切な委員配置による地域福祉の推進への寄与（令和4年12月1日以降の定数を29名増員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定数増員による委員一人当たりの負担の軽減</li> <li>民生・児童委員協議会との連携による更なる負担軽減</li> <li>担い手確保</li> </ul>
地方社会福祉審議会の設置、運営	3-3-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>各専門分科会から出た課題や意見を集約し、横断的に議論する会議体を持つことにより、福祉行政に市民意見をより反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域共生社会実現に向けた体制づくり（各専門分科会から出た課題や意見を更に深掘り）</li> </ul>
産業廃棄物についての許認可・指導	5-1-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内他部署からの公害・建設関係の届出情報を利用し、産業廃棄物の不適正処理が発生しそうな建設現場を的確に抽出し、適時指導することで不適正処理を未然防止</li> <li>中核市移行前に比べ事業場等への立入件数が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業場等への立入検査の継続</li> <li>産業廃棄物の適正処理を推進する積極的な指導・助言及び広報活動（特にPCB廃棄物について）</li> </ul>
ばい煙発生施設の設置の届出受理（中核市移行前に権限移譲済）	5-1-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律に基づく工場・事業場に対しての直接規制により、大気汚染に関する市民の生活環境を保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、工場・事業場に対して直接規制、適切かつ迅速な対応の実施</li> </ul>
浄化槽法に基づく事務	5-1-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽法に基づき、適正な維持管理（清掃・保守点検・法定検査）ができていない浄化槽管理者に、本来の汚水処理性能を発揮できるよう啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、浄化槽の適正な維持管理の啓発</li> </ul>
屋外広告物についての許可・指導	6-1-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>市独自の屋外広告物条例を制定</li> <li>これまでの景観行政団体としての取組や本市の景観まちづくり計画と連携することにより、地域の特性を活かした景観まちづくりを推進</li> <li>許可区域毎に定める許可基準の運用と、地域の特性に配慮したきめ細かな誘導により、良好な景観を形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の基準には適合しているものの、許可申請がなされていない広告物が見受けられることから、許可制度についての周知・啓発</li> <li>屋外広告物ガイドラインを活用した事前協議を実施 →周辺と調和した屋外広告物による景観形成や公衆への危害防止を推進</li> </ul>
市立小・中学校の教職員の研修	4-2-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>吹田市独自の教職員研修のトータルコーディネートの実現</li> <li>法定研修を含め、市内実施による教職員の研修参加における移動負担の軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き吹田市の教育に必要な研修を計画、実施することで、次代を担う教職員を育成</li> </ul>

### (3) 地域の保健衛生の推進

主な移譲事務	第4次総合計画 関連施策	中核市移行により実現できたこと及びその効果	今後更に進めること
保健所事業の企画立案 保健医療計画策定研修、 人材育成	3-4-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府医療計画に基づき、病院間の医療機能分化・連携や救急医療体制に関する協議会等を開催</li> <li>・関連会議等への参画により、医療側の課題や方向性を市が把握→在宅医療推進等、市域を含む二次医療圏の医療提供体制の整備を推進</li> <li>・医療関係者を集めた協議の機会を設けるなど、市域の医療体制の充実・推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府が推進する医療計画や地域医療構想について、府との連携のもと、引き続き、市保健所として病院機能の分化・連携などの必要な取組を実施</li> </ul>
地域特性に応じた 就労者の生活習慣の 改善に向けた取組	3-4-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域職域連携推進会議において、就労世代の健康づくりを目的として地域と職域が連携 →市の特性に応じた健康課題の共有や、具体的な取組の企画、実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同会議において、市が策定した計画（健康すいた21）や、健康経営の視点を持ちながら、就労世代の健康づくりの推進に向けた取組を検討、推進</li> </ul>
病院、介護老人保健 施設、事業所等の特定 給食施設に対する指導	3-4-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食施設の届出の管理及び栄養管理状況の把握を通じた、幅広い世代の利用者の健康管理を支援する関係づくりの推進、今後の食環境づくりにつながる体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食施設への巡回指導（実地）の継続実施</li> <li>・施設の対象者に応じた適切な栄養管理、健康教育が行える支援・指導</li> </ul>
健康危機管理事象に 対する発生予防や 原因調査 拡大防止等に 関する支援や関係機関 調整等	3-4-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症等の健康危機管理事象発生時、国からの直接的な情報の市民への発信や関係機関への伝達等、迅速な対応を実施</li> <li>・市独自の自宅療養者への医療提供体制の整備や医療関係者を集めた協議・研修等を実施</li> <li>・保健所災害対策マニュアルの整備やブラインド型の所内災害訓練等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府や国で開催されるDHEAT研修等の受講により、自発的に活動ができる人材の育成</li> <li>・上記経験を踏まえた保健所内での訓練実施により、組織全体の災害時対応力の強化</li> <li>・医療機関や府などの関係機関との平時からの情報共有を通じた災害時対応の関係性の構築</li> </ul>
母子保健に関する業務 ・医療的ケア児、小児 慢性特定疾病児等に 対する専門的支援、 訪問指導、相談 ・小児慢性特定疾病児 に対する医療費助成 の申請受付	3-4-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病や障がいの有無に関わらず、妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援の一体的実施 →市民サービスの向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児支援については、児童部など関係機関との連携を強化</li> <li>・医療的ケア児部会で課題整理を進め、よりよい支援につなげる</li> </ul>

主な移譲事務	第4次総合計画 関連施策	中核市移行により実現できたこと及びその効果	今後更に進めること
特定不妊治療医療費助成	3-4-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠に関する相談・支援について、総合的な対応の実施</li> <li>・所得要件に関わらず、申請窓口の本市一元化による市民の利便性向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度から健康保険が適用されたことに伴い、本医療費助成は、経過措置後、令和4年度末をもって廃止の方向</li> </ul>
難病対策に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅難病患者に対する専門的支援、訪問指導、相談</li> <li>・難病の患者に対する医療費助成の申請受付、相談</li> </ul>	3-4-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市で実施している保健・医療・福祉の各種事業等の情報のきめ細やかな提供や、市の福祉サービス等との円滑な連携により、効果的な市民サービスを提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの市民への難病に対する理解の浸透</li> </ul>
結核・感染症に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・結核患者、家族への専門的支援、検診、訪問指導、相談</li> </ul>	3-4-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結核患者やその家族に対して、市の保健医療福祉サービスのきめ細やかな情報提供</li> <li>・吹田市民病院の呼吸器科医師や教育委員会との連携の向上により、結核患者への円滑な支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的な結核罹患率の減少により、地域医療における結核診断が遅れることへの懸念に対し、医療機関への継続した啓発、外国人結核のまん延防止に向けた関係機関への啓発強化</li> </ul>
HIV、AIDSの相談、検査、予防啓発	3-4-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対応の優先により、当所計画どおりに実施できず</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的に増加する梅毒等性感染症に対し、管内5大学や成人祭等、市の既存事業と連携した若年層への啓発活動を強化 (令和4年度(2022年度))</li> </ul>
感染症対策 感染症患者への相談 疫学調査等	3-4-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対応において、地域保健課での患者支援に加え、検査体制の構築や医療提供体制、感染予防対策等の膨大かつ急増する業務に、全市体制で対応 →市民の命と健康を守るための危機管理対応を実施</li> <li>・集団感染のリスクを抱える保育幼稚園室とは、感染対策について意見交換を行う等、連携を強化</li> <li>・令和4年度(2022年度)の組織改正により予防接種事業を地域保健課へ移管 →予防から発生時の対応まで総合的な感染症対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康危機管理対応の更なる体制強化 (新興感染症等、感染症発生時の迅速な初動体制に向けた人材育成、市民・関係機関への情報提供等平時の監視や予防対策等)</li> </ul>
精神疾患に関する知識の普及 こころの健康相談 医療に関する相談	3-4-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の保健福祉サービスの情報提供や関係部署との円滑な連携による、効果的な市民サービスの提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの市民へ精神疾患に関する知識の普及、自身のこころの不調に対してのセルフケアの啓発など、普及啓発活動の強化</li> <li>・市民がこころの不調を感じた時にすぐに相談できるよう、こころの健康相談等の相談窓口に関するICT等の活用による分かりやすい発信</li> </ul>

主な移譲事務	第4次総合計画 関連施策	中核市移行により実現できたこと及びその効果	今後更に進めること
精神科病院への 実地指導（立入検査）	3-4-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養環境や職員体制等といった地域の精神科医療の実態把握により、市の精神保健施策に活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続した円滑な業務遂行、地域のよりよい精神科医療体制の整備</li> </ul>
措置診察の対応 (自傷他害の恐れのある者に対する精神保健指定医による診察)	3-4-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察等の関係機関との円滑な連携により、市の自殺対策計画等、その他の精神保健施策に活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続した円滑な業務遂行、管内関係機関との連携強化による地域の精神科医療体制の整備</li> </ul>
医事に関する業務 ・病院、診療所、助産所、歯科技工所、施術所の開設等の 手続、立入検査 ・医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師等の 医療従事者の免許手続	3-4-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請から許可が降りるまでの期間の短縮 (府保健所時代に要していた4～5日程度から、最短で翌日の許可へと短縮)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍の影響で中止となっていた、府主催の意見交換会や事例検討会等への参加を通し、府や府内中核市との連携強化</li> </ul>
医療相談窓口の設置	3-4-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい福祉室や高齢福祉室等の市の関係部署や関係機関とのネットワークの更なる強化 →相談者ニーズを的確に把握し、より迅速に適切な支援につなげる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>府医療相談等連絡協議会等のネットワーク会議への積極的な参加により、知識や経験を共有</li> </ul>
薬事に関する業務 ・医薬品販売業の許可、届出、監視指導 ・毒物劇物販売業の登録、届出、監視指導	3-4-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>地理的に申請窓口が近くなり、申請・届出者の利便性が向上</li> <li>新規申請等に伴う実地調査の速やかな実施 →申請に基づく許可・登録の迅速化により、市民の医薬品購入環境の更なる向上に寄与</li> <li>市民からの薬局等に対する苦情に基づく現場確認等の迅速な実施 →市民が安心して医薬品の供給を受けられるよう、きめ細やかに対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続して、申請・届出等の事務処理に迅速に対応</li> <li>継続して、薬局等に対する市民からの各種相談等についてきめ細やかに対応</li> </ul>
薬物乱用防止に関する啓発	3-4-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元の薬剤師会や専門学校等と円滑に連携しながら市独自の啓発物品を作成し、みんなの健康展でブースを設けるなど、効果的な啓発業務を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、より多くの市民に、薬物乱用防止に関心を持ってもらえるよう、関係者と円滑に連携を図りながら、必要な資材等を充実</li> <li>より効果的な啓発手法を模索しながら、引き続き、関係機関と連携</li> </ul>



主な移譲事務	第4次総合計画 関連施策	中核市移行により実現できたこと及びその効果	今後更に進めること
食品衛生に関する業務 ・食品関係施設の営業許可、衛生管理指導 ・大量調理施設や大規模食品製造施設等の監視指導	5-1-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁機能、広域業務機能の保健所への集約による意思決定に係る時間の短縮、業務の迅速化</li> <li>※令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）はコロナ対応のため、規模を縮小して実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他部局と連携する業務における迅速な業務遂行</li> </ul>
食品衛生に関する啓発、相談	5-1-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）は、コロナ対応業務や緊急事態宣言下において街頭キャンペーン等は実施できず、啓発業務は縮小</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他部局と連携し、食中毒等の啓発を実施</li> </ul>
食中毒等の対応 食中毒予防の推進	5-1-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁機能、広域業務機能の保健所への集約による意思決定に係る時間の短縮、業務の迅速化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が事業者を募集して実施する集客数の多いイベント等での食品事故防止に向け、関係部署との連携強化による食中毒予防の啓発</li> </ul>
食品等の行政検査	5-1-3		<ul style="list-style-type: none"> <li>今後他部局と連携する業務においても迅速に業務遂行</li> </ul>
旅館、興行場 公衆浴場等の営業許可	5-1-3		<ul style="list-style-type: none"> <li>いわゆる民泊に対する業務が増えることに備えた適切な事務対応（今後インバウンドが増加）</li> </ul>
理容所、美容所、 クリーニング所の 開設届、指導	5-1-3		<ul style="list-style-type: none"> <li>今後他部局と連携する業務においても迅速に業務遂行</li> </ul>
シックハウスなど 住まいに関する相談	5-1-3		<ul style="list-style-type: none"> <li>今後他部局と連携する業務においても迅速に業務遂行</li> </ul>
環境衛生に関する業務 ・特定建築物、遊泳場等の 環境衛生施設への 立入検査、指導、啓発	5-1-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁機能、広域業務機能の保健所への集約による意思決定に係る時間の短縮、業務の迅速化</li> <li>※令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）はコロナ対応のため、規模を縮小して実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な頻度で立入検査を実施するとともに、報告徴収を行い、必要な助言指導を実施</li> <li>ホームページを活用した積極的な情報発信</li> </ul>
狂犬病予防法による 浮浪犬の捕獲、収容	5-1-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁機能、広域業務機能の保健所への集約による意思決定に係る時間の短縮、業務の迅速化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後他部局と連携する業務においても迅速に業務遂行</li> </ul>
犬、猫等に関する 相談、引取り	5-1-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>市による迅速な対応（移行前は北摂地域（中核市除く）を動物愛護畜産課箕面分室で一括して請け負い）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者不明猫に関する相談について、地域猫支援事業として対応を強化するとともに他部局と連携して多角的に対応</li> </ul>